

沖繩市告示第 56 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年 5月23日

沖繩市長 桑 江 朝千夫

- 1 都市計画の種類
中部広域都市計画道路 3・4・沖9号 胡屋照屋線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
安慶田三丁目
- 3 都市計画の縦覧場所
沖繩市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当